

平成29年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

平成29年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 平成30年2月7日 水曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎4階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 閉 会 午後3時05分
- 5 出席委員 高橋 重剛
柴田 健
高橋 貢

- 6 教育庁（事務局）出席者
教育次長 鎌田 信
義務教育課長 佐藤有正
特別支援教育課長 小林 司
高校教育課主任指導主事 藤原孝一
義務教育課指導主事 高橋正史
特別支援教育課指導主事 中村素子
総務課長 太田政和
高校教育課長 眞壁聡子
生涯学習課長 沢屋隆世
保健体育課主任指導主事 高田屋馨
高校教育課指導主事 勝又貞臣
生涯学習課社会教育主事 森川勝栄

- 7 次第
 - (1) 報告（「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）
 - (2) 協議
 - ・いじめの防止等のために組織として機能する学校の在り方について
 - ・豊かな情操や道徳心を培うための学校教育の在り方について
 - (3) その他

【司会（高校教育課藤原主任指導主事）】

ただいまから、平成29年度秋田県いじめ問題対策審議会を開催いたします。

はじめに、秋田県教育委員会を代表いたしまして、鎌田信教育次長が御挨拶申し上げます。

【鎌田教育次長】

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また皆様方には、日頃からそれぞれのお立場で、本県教育の充実・発展に御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。会に先立ちまして、県教育委員会から一言御挨拶を申し上げます。

いじめの防止等に向けたこれまでのあゆみを振り返りますと、国においては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が成立し、その後28年6月に「いじめ防止対策協議会」が設置されました。この「いじめ防止対策協議会」における議論と取りまとめを踏まえて、昨年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、あわせて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められました。本県においては、28年10月に「秋田県いじめ防止対策推進条例」が公布、施行され、皆様方の御協力を得ながら昨年3月に「秋田県いじめ防止等のための基本方針」を改訂しました。各校においても、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、生徒及び保護者に周知して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に努めているところであります。

法律の成立から4年が経過し、基本方針が改定されてまもなく一年になりますが、全国ではいじめに関する事件が後を絶ちません。いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むなど、いじめを生まない土壌をつくるための組織的かつ継続的な取組が必要であります。そのためには、県として、あるいは学校として何をすべきかということについて、本日は、専門的な知識や豊富な御経験をおもちの委員の皆様方から、いじめの防止等に向けた御提言を賜ればと願っております。

本日は忌憚のない御意見を皆様からいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介いたします。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介いたします。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会を進めてまいりたいと思います。ここからの議事進行は、議長にお願いしたいと思います。議長は、条例の規定に基づき、本審議会の会長である高橋重剛委員にお願いしたいと思います。高橋会長、よろしくお願いたします。

【高橋会長】

よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従ひまして、「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、事務局から報告をお願ひします。

【事務局（義務教育課佐藤課長）】

それでは小中学校の状況について、御報告いたします。

はじめに不登校児童生徒数（公立小・中学校）につきましては、小学校が117人、中学校が515人、合計632人であり、昨年度と比較して、全体で3人増加しております。校種別では、小学校で3人増加、中学校は増減無しでした。

1,000人当たりの不登校児童生徒数（国公立小・中学校）につきましては、小学校が2.6人、中学校が21.0人、平均9.1人でした。これは47都道府県中、少ない方から数えて小学校は1番目、中学校は2番目、小・中平均で最も少ない状況であります。

不登校の主な要因につきましては、小・中ともに「不安の傾向がある」「無気力の傾向がある」この2つが主な要因となっております。

次に、本県のいじめの状況についてです。本県の公立小・中学校におけるいじめの認知件数につきましては、小学校が1711件、中学校が650件、計2361件であり、前回の調査と比較し、小学校は738件、中学校は136件、計874件の増加となりました。

認知件数の増加は、昨年度制定した「秋田県いじめ防止対策推進条例」などによって、いじめの定義や、いじめを正確に漏れなく認知することの重要性についての理解が進み、遊びやふざけあいに見えるものであっても、その背景や児童生徒の感じる被害性に着目して本調査において計上するようになったためであると捉えております。

いじめの態様につきましては、小・中ともに「冷やかし・からかい等」が半分以上を占めております。

次に、本県の暴力行為の状況についてです。暴力行為の発生件数（公立小・中学校）につきましては小学校が43件、中学校が47件、合計90件であり、前回の調査と比較し、63件増加しております。

発生件数が増加しておりますが、些細な小競り合いやけんかも暴力として計上している学校が多く見られることから、いじめの認知同様、学校が丁寧に子供たちの様子を捉えて対処しようとした結果であると認識しております。特に小学校でその傾向が顕著に見られました。発達障害が疑われる児童生徒が自分の感情を抑えることができずに暴力行為に及んだケースや、同じ児童生徒が暴力行為を繰り返しているケースが報告されています。

今後も、問題行動等の防止に向けて取り組んでまいります。

また、日常の観察や教育相談等により実態をきめ細かに把握し、適切な指導・支援に努めることなど、未然防止、即時対応の充実に努めるとともに、危機管理体制の整備などについて、各市町村教育委員会を通じて、各学校に引き続き働きかけていきたいと考えております。

【事務局（高校教育課眞壁課長）】

続きまして、高等学校の状況について、御報告いたします。

はじめに、中途退学者数等の状況についてです。公立高校における平成28年度の中途退学者数は全日制・定時制・通信制を合わせて189人であり、前年度より10人の増加となります。国公立私立高校を合わせた中途退学率は、0.9%です。

退学の理由としては、「進路変更」が86人と最も多く、構成率は45.5%になっております。進路変更の理由は、全日制では「別の高校を希望」、定時制・通信制では「就職を希望」の中途退学者が最も多くなっています。今後も各高校への指導に努め、改善に努めてまいりたいと思います。

次に、本県の不登校の状況についてです。公立高校の不登校生徒数は292人で、前年度より22人増加しています。課程別で前年度と比較すると全日制では18人増加、定時制では4人増加しています。

次に、いじめの状況についてです。公立高校におけるいじめの認知件数については241件で、30件の減少となっております。

いじめの防止や早期発見・早期解決に向けた取組としては、定期的なアンケートやクラス担任による面談、定例職員会議での生徒の情報の共有などを行っております。今後も各校の取組を支援してまいります。

最後に、暴力行為の状況についてです。暴力行為の発生件数は36件で、前年度より16件の増加となっております。加害生徒数は52名で、前年度より34名増加しております。

暴力行為の形態については、生徒間暴力が最も多くなっております。人間関係のこじれから暴力を振るう事故が多く、他者の人権を尊重し思いやりの心を育む指導をさらに充実させる必要があると感じております。以上です。

【事務局（特別支援教育課小林課長）】

特別支援学校の状況について説明いたします。

はじめに、不登校の状況についてです。平成28年度の不登校状態にある児童生徒の人数は19人で、前年比6名減となりました。高等部は11名と大幅に減少しましたが、中学部は8名と増加しています。不登校の原因として多く挙げられているのは、体調不良、生活リズムの乱れ、養育上の問題等です。なお、改善、改善傾向、改善の兆し等、状況が好転している者は8名で、全体の約42%となっております。引き続き、本人、保護者との関係づくり、医療や福祉機関等との連携強化等により、状況の改善に努めております。

次にいじめの状況ですが、平成28年度のいじめの認知件数は2件で、2校で各1件でした。昨年度は認知された件数がありませんでしたので、前年比2件増となります。内容は、SNSに無断で写真や個人情報を掲載する、仲間はずれにする、文具等を隠す等の行為であります。2件とも、被害生徒への対応、加害生徒への指導等を経て、現在はいじめは解消しております。

最後に、暴力行為の状況についてです。平成28年度の暴力行為は1件でした。前年比4件の減です。この1件は学校で発生しており、内容は、情緒不安定になっての教職員への暴力であります。職員間で対応策を確認するほか、医療機関との連携も強化しております。

今後も児童生徒の問題行動・不登校等の課題に対して、未然防止及び即時対応による「状況改善に向けた組織的な取組」を促してまいります。以上で報告を終わります。

【高橋会長】

質疑応答に入る前に、私からも一言申し上げたいのですが、佐藤課長からも報告のありました、いじめの件数の増加についてですが、法の定義では被害者が「いじめ」といえばいじめなのですが、その理解が浸透してきたからこそ、今まで看過されてきたものも吸い上げやすくなってきた、と我々はとらえています。では、質疑応答に入ります。

【柴田委員】

小中学校の学年別の推移や件数はどのようになっているのでしょうか。

【事務局（義務教育課佐藤課長）】

手元に詳細な資料がないのですが、全国の傾向と照らし合わせても、小学校で増えたということが言えると思います。

【高橋会長】

高校ではいじめの認知件数が減少していますが、何か県としての取組はありましたか。

【事務局（高校教育課眞壁課長）】

訴えがあったものについてはいじめと認知し、こちらに報告するよう徹底しています。小中学校と同じように件数が増えるのが当たり前と思いますが、各校で生徒が相談しやすい体制を整えることや、先生方が生徒の様子をよく観察するようになったことなどが、いじめの発生を防いでいたのでは、ととらえております。県として特別何かをやった、ということではありません。

【柴田委員】

暴力行為の状況について、件数は増えていますが全国と比べると非常に低いですね。

【事務局（義務教育課佐藤課長）】

具体的な内容としては、感情が抑えられずに暴力行為に及んでしまった、また同じ児童生徒が繰り返してしまった。ということがあります。

【柴田委員】

全国の発生件数との差についてはどうですか。

【事務局（義務教育課佐藤課長）】

先生方の指導が行き届いていることや、発達障害及びその傾向をもつ児童生徒への支援が丁寧に出ていることの現れではないか、ととらえております。

【高橋会長】

続いて協議に入ります。事務局から協議題の設定理由について、説明をお願いします。

【事務局（高校教育課藤原主任指導主事）】

それでは協議題の設定理由について、説明いたします。

1つめの協議題は、「いじめの防止等のために組織として機能する学校の在り方について」です。

昨年度、県の条例が制定され、それに基づいて県のいじめ防止等のための基本方針を改訂しました。同じタイミングで国の基本方針も改定されております。これらを踏まえ、各校においても学校いじめ防止基本方針を見直し、生徒及び保護者に周知して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に努めているところであります。

生徒及び保護者からの「いじめではないか」という相談に対して、初期段階から組織的に対応して生徒への指導も適切に行い、解消に導いている学校が多い一方で、学校の対応に納得がいかないと、こちらに相談が持ち込まれるケースもございます。

何点か例を挙げますと

- ①「単なる上下関係のいさかい、人間関係のもつれ」等と認識し、校内組織委員会の立ち上げが遅れた。
- ②被害者が困っているのに、「いじめ」という言葉を使って訴えていないという理由で、結果的に学年部で抱え込み、管理職へ報告していなかった。
- ③被害生徒及び保護者に発達障害等の疑いがあるとして、丁寧に対応していなかった。

こういった事例がございました。

我々としても、毎年管理職を対象とする研修会を開催するとともに、校長会・教頭会等機会がある度に注意喚起を促しているのですが、全職員が法律、条例及び基本方針に則って適切に対応するにはどうすれば良いか、この審議会から御提言を頂きたいと、本日の協議題として設定させていただきました。よろしく願いいたします。

【高橋会長】

対応がうまくいかなかった事例として3件紹介されましたが、逆に、うまくいった事例があれば紹介していただければと思います。

【事務局（高校教育課勝又指導主事）】

高校の例を紹介させていただきます。被害生徒からいじめられている、あるいはいじめではないかと相談があった時点で、管理職が高校教育課へ第一報を入れ、その直後に校内いじめ対策委員会を立ち上げ、被害生徒の保護と加害生徒への聞き取りを行いました。あわせて、当該部活動を一定期間活動を見合わせ、緊急保護者会を開いて校長が説明しました。そして、全ての調査が終わった段階で謝罪の場を設け、お互いに和解し、部活動も円満に再開しました。いじめが発生したこと事態は残念だったのですが、管理職の対応が素早かったことと、生徒及び保護者への説明が丁寧だったといった点において、その後の対応が良かったと見ております。

【柴田委員】

「うまくいった」とは、誰が評価しているのでしょうか。

【事務局（高校教育課勝又指導主事）】

適切に対処し解決したという点を、教育委員会（高校教育課）として評価する、ということに

なるかと思えます。

【柴田委員】

高校教育課が評価しているということは、学校のほうでも「うまくいった」と考えているということでしょうか。

【事務局（高校教育課勝又指導主事）】

そのようにとらえております。お互いの保護者も納得するというのが大事だったのではと考えております。

【柴田委員】

「いじめを訴える」ということは、いじめの有無よりも、訴えた本人が学校や関係者に何かを改善するか、何かをしてほしいという要望があるからで、その背景を見ることが大事なのではないかと思えます。語弊があるかもしれないが、もう訴えがあるわけだから、いじめの事実認定する・しないということ自体がナンセンスではないか。今の話を聞きながら感じました。

もう一つ思うのが、問題があった対応の事例を扱うことが多いと思いますが、実際に扱う当事者（現場の先生たち）からすると、「自分たちが直さなければならない」と言われるのは士気が下がるのではないか、だからうまくいった例を徹底的に分析していくことが重要ではないかと思えます。

いじめの数の増加と近い問題が、児童虐待だと思っています。平成2年から統計がスタートして、今まで減った事はありません。マスコミも増えている点に着眼し、ずっと社会問題として取り扱われています。しかしそれは、「親子関係が大事だ」という規範意識があるから（中流以上の家庭が多い国で）問題になるのであって、発展途上国では児童虐待そのものが存在しない。いじめも同様で、規範がしっかりしているから問題になってくる。だからこそ、「問題である」という視点だけでとらえていくと、何か違うのではないかという気がします。「うまくいっている」というところからも考えることが重要ではないか、それが最終的にいじめの認識が変わっていくことになるのではないか、だから私は「うまくいった例」に興味があります。

【高橋委員】

いじめに関する新聞記事を集めていて思いますが、うまくいっているほうがずっと多いと思うんですけど、うまくいかなかった極端な例が報道されますね。生徒の命が失われてしまうのが最悪のケースであり、我々としてもそれは何としても避けなければならない。ある県での自殺と思われる事案では、親は「何度も学校に伝えていたのに、なぜ止められなかったのか。」と言っている。校長は、「一時的ないじりや嫌がらせで、恒常的ないじめには当たらないと判断した。重大ないじめはよその学校の話、という気持ちが教職員全体にあった。」とコメントしました。十年も前の話を聞いているのかと思いました。

ここ数年のいろいろな事例を見ても、「気付かなかった」というのが一番多い。先ほどとは別の県でも、両親が再三訴えているのに、担任は「気のせいではないか」と言っている。この事例では生徒が作文に書いたのに、担任は見落としていた。本当に初期対応で全然違ってくると思います。情報を得る人、例えば担任であるとか、生徒に身近に接する人が敏感に感じ取る力をどう

やって付けさせるか。学校全体の組織として問題はないのか。情報をキャッチしたらどう動くのか、初期対応を具体的にどうしていくのか。失敗した事例を見るとほとんどそこに問題があるような気がしていました。

【柴田委員】

初期対応は確かに重要だと思います。時間が過ぎるとこじれてきて、問題そのものが変質することがあります。いかに早く動けるかが重要だと思います。

【高橋会長】

事務局から協議題の設定理由を説明してもらった際に3つの例がありました。①と②に関しては、今どき、管理職がそんなこと（上下関係のいきかいや「いじりである」）を言って反論になっているのか、という印象を受けました。問題は、法の定義にしたがった「いじめ」が理解できているのか、特に管理職が認識しているか、というところではないかと思います。

被害者が「いじめ」といえばいじめである、それが法の定義です。他方で、法的責任が生じる「いじめ」というのは、誰が見ても客観的にこれはいじめだろうと判断できるものでなければなりません。そのような「いじめ」であって初めて裁判とか損害賠償とかの話になる訳です。「いじめ」と一言と言っても、程度や質に差がありますので、その差を考えなければならないのではないか、と思います。

柴田委員もおっしゃっていましたが、被害生徒が「いじめ」と言えば、法に言う「いじめ」である以上、学校・先生方が目の前で発生している事態を、いじめであるか否か議論すること自体無意味なことであると考えます。そして、校長がこの点をきちんと認識していないと、その空気感は部下である職員にすぐ伝わりますので、やはりトップの意識が重要であると思います。先ほど紹介があったうまくいった事例というのも結局、トップがちゃんと理解して初期対応できたからこそうまく回ったのだと思います。

③については、被害生徒の訴えが、誰が客観的に見てもいじめだというものもあれば、当該生徒が繊細すぎて、敏感に反応しているというものも増えていると思います。後者については、障害等との関連も考えられます。これはどの業界でも増えていることです。ですので、いじめ対応という一つの枠にくくるのではなくて、クレーム対応の面を意識した対策も考えていく必要があると思います。

【高橋委員】

不登校が非常に多いところも、何かそこにいじめの予兆的なものがあるのではないかと、思います。不登校の問題やその生徒に真摯に対応していないのではないかと、と。

例えば不登校の原因に「不安」とある。では何に対する不安なのか、どういう不安なのか。無気力、なぜ無気力なのか。生徒が内部に抱えるものと真摯に向き合う。当然親とも。そういうことが必要なのではないかと、思います。

学校全体でいじめの問題をとらえていくには、生徒にじかに接する時間を増やすことは必要です。もし私がもう一度校長やれ、と言われたら、全職員を担任に付けますね。主任クラスでも全員、第一担任にでも第二担任にでも。やはり担任の目線でないとはキャッチできないし、先生方もそういう気持ちで見ることはいいことだと思いますね。複数担任制は有効だと思います。また、

前回は申しましたが、教科担任になら心を割って相談できるという生徒もいます。したがって、教科担任も年に一度は生徒と面談したりとか、学校全体で生徒の面倒を見る、というところを生徒や保護者に示していくことが大事だと思います。

【高橋会長】

私は学校の危機管理やクレーム対応をいろいろ勉強していて、それらにも書いていることなのですが、やはり担任や学年主任段階での初期対応が重要だなと思います。

【柴田委員】

学校のクレーム対応についても、いろいろな調査が行われています。多くの研究の中で必ず出るのが、「学校がやっていることに対する保護者の満足度が年々上がっている」ということです。けれども、教員側の「保護者からのクレームが増えている」も同時に上がっています。尾木直樹氏（教育評論家）の研究でも、“モンスターペアレント”の原因については、親の63.4%が「教師と親のコミュニケーション不足」と指摘していますが、教師は41.3%と数値が下がります。さらに、「学校の権威の失墜」と指摘しているのが、親が7.2%なのに対して、教師は24.4%なんです。ということは、学校のほうが、親たちのいろんな権利意識であるとか、やってほしいことに対して、いたずらに負担を感じている、という状況が見えてくるのです。

別の調査では、親から学校へ望むこととして、「子供の学校の様子を保護者に伝える」がトップで、その次が「学校の教育方針を保護者に伝える」、第3位が「保護者が気軽に質問したり相談ができるようにする」が第3位なんです。このあたりからも、学校側の対策がどうもずれているようなところから、いたずらに学校が「保護者が変質してきている」と考えている図式が浮かんでくるんです。なので、先生方の業務内容において、保護者への対応がどうしても副次的なもの・従になっているということが、まだ教員の文化としてあるんじゃないだろうか、と思います。クレーム対応についてもたくさん本が出ていますが、そういうことができてくることによって、親と先生の考え方の差が変わってくるような気がしています。一方で、親の満足度は高くなっています。絶対下がらないんです。これはちょっと不思議なデータなので、考えていただければと思います。

【高橋会長】

「いじめ」の理解が大事、と先ほど話しましたが、「いじめ」という3文字で語られますが、その質や程度には差があります。その差を認識していないと、無用な衝突が生じる場合があります。例えば、職員間で、これが「いじめ」なのかどうかという論争が起こりますし、保護者は法の定める「いじめ」の認識をもって学校側と話したいのに、学校側では「これはいじめではない、人間関係のもつれだ」という認識で対応する。これではうまくいくはずがないのです。また、生徒を指導する場面においても、その認識は大事です。「いじめ」の中には極めて軽微なものもありますから、場合によっては「いじめ」という言葉を使わずに指導していくことも重要ななと思います。いずれにせよ、「いじめ」の3文字が一人歩きしていくことが怖いと思います。

【柴田委員】

小学生、あるいは中学生の、非常に小さな初期段階に対してどう関わるか、マニュアル化され

ているものがあるのですが、相手に対して好意的な意味として本人のやったことをとらえることが重要であると。「本当はそういうつもりじゃなかったんだよね」「これから君だったら対応を変えてくれるよね」等と、肯定的な意味にとらえ、叱るのではなく指導することが抑止効果になる、と言われていました。全部「いじめ」で行くと、そこから逃げられなくなってしまいます。

あと、さっき出てきた発達障害の問題は、別にとらえる必要があると思います。非常に増えていると言われていますが、本当に発達障害かどうかを考えることがまず一つと、いわゆる自閉スペクトラム症と言われる子供たちのコミュニケーションは独特である、という認識を学校側がもつことが大事だと思うのです。

健常児と自閉スペクトラム症の子供にテレビ番組を見せて、どんな番組だったかを聞く、という実験がありました。明らかな違いは、自閉スペクトラム症の子たちは、物語の流れではなく自分にとって印象的な部分だけでとらえ、文脈関係なく話すのです。一方で健常児は、流れ全体を説明するという子供が多かった。これを「いじめ」という場面で考えると、健常児だったら「昨日まで〇〇君と仲良く遊んでいた。今日ドンと押されたのは、昨日までのことを考えると遊びだよな。」で済むんです。これが、自閉スペクトラム症の子供だったら恐らく、押された瞬間に昨日までの仲の良さは関係なく、「押された」という出来事だけが記憶に残ってしまい、それが「いじめ」ととらえられ方をして、問題になっていきやすくなるのですよ。周りの子供たちが「何でいじめなの。」と言っても、本人の中で起きているのはそういうことなんですよ。

じゃあどうすればいいか。一つの手がかりとして別の実験（絵本を見て説明させる）があるのですが、絵本を見た時の視線の動きが、健常児よりも自閉スペクトラム症の子のほうが多かったです。つまり、説明する時に、本来は相手の目をあまり見ないはずの子供たちが、相手の目を見て説明していた。これをいじめの場面で考えると、訴えてきた時にその子の深刻さがあり、その場面が一番コミュニケーションが取りやすい状態になっている可能性があると思います。担任の先生なりがじっくり話を聞いて、「本当にそうだったんだろうか」と言えるのは、訴えてきた時がチャンスだと思います。恐らくそれ以外の時に話を聞いても、またもとの「押された」という、自分が一番認識しやすいところに戻っていくと思います。

ですから、発達障害が疑われる子であればあるほど、訴えた時に対応する必要があるということ、覚えておくべきではと思います。まだ様々な実験の段階ですが、場面の認識は明らかに違う。それが、多くのいじめの場面でも見られます。

【高橋会長】

大変興味深い話を伺いました。そろそろ次の協議題に移りたいと思います。協議題の設定理由の説明をお願いします。

【事務局（高校教育課藤原主任指導主事）】

2つめの協議題は、「豊かな情操や道徳心を培うための学校教育の在り方について」です。

やや幅広いテーマではございますが、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための学校教育はどうあるべきか、また、SNSを利用した誹謗中傷、あるいは誹謗中傷だと意識せず書き込むことにより、いじめの被害を訴えるケースが多いことから、情報モラルを身に付けさせるための学校教育とは、こういった視点からも御提言を頂きたい、本日の協議題として設定させていただきました。よろしくお願いいたします。

【高橋会長】

児童生徒の発達段階においても違ってくると思いますが、実践例等があれば紹介していただければと思います。

【事務局（義務教育課佐藤課長）】

児童会・生徒会活動の中で、いじめをはじめとする様々な問題について子供たちが主体的に考えることが挙げられます。今回の学習指導要領にも「考え議論する道徳」ということが取り上げられていますが、自分のこととして主体的に考えることが大事になってくるのかと思います。

【高橋会長】

児童会・生徒会活動としては、具体的にどのようなものがありますか。

【事務局（義務教育課佐藤課長）】

学校でいじめ防止に向けたスローガンを作ることや、文化祭で演劇をやることを通して身近なものとして考える、といったことが挙げられます。

【事務局（高校教育課眞壁課長）】

高校には道徳の時間はありませんが、教科の中で、例えば公民、家庭科等で権利や人権を尊重することの大切さを学ぶ、あるいは地域での自分の役割について等を、一般の教科の中で学ぶことが挙げられます。ほかに、集会等でも命の大切さをテーマとする講演を聞いて自分の考えをまとめることや、学校によってはスマホのルールを自分たちで決めて確認しあう、という活動をしているところもあります。

【高橋会長】

情報モラル教育についてはどうでしょうか。

【事務局（高校教育課眞壁課長）】

高校では必修教科として情報がありますので、そこでいわゆる情報モラルについても学びます。ほかに、ほとんどの学校で「スマホ安全教室」のような、SNS等を含めた情報機器の扱いについて外部講師を招いて学ぶ機会を設けています。最近ではPTAで保護者と生徒と一緒に話を聞いている学校もあります。

【高橋会長】

講師にはどのような人が来るのですか。

【事務局（生涯学習課沢屋課長）】

生涯学習課で出前講座という形で実施しています。PTAや、全県の生徒指導研究協議会等に向向いて、情報モラルや情報機器の正しい使い方についてお話ししています。どうしても子供たちのほうが進んでいて親のほうが遅れていますので、親も一緒に学んでいく、という形で進めて

います。

【高橋会長】

ありがとうございました。今の話を踏まえて、委員から提言があればお願いします。

【高橋委員】

なぜいじめるのか、というところに行き着くと思いますが、優しさや思いやりが足りないからだ、だから情操教育をしなきゃいけない、となる。でも実際は、どこの学校でもやっていると思うんです。部活動はまさにそう。勝ち負けだけが取り上げられますが、部活動は人間性を鍛えるものとしてやっているわけです。ほかに、県としてもボランティアやインターンシップもやっていますし、キャリア教育に力を入れ人間性を養うことはやっているわけですよね。あとはバランスというか、就職・進学につなげていかなければならない、ということになるのですけれども。いずれ、部活動をはじめとするいろいろな活動が、情操教育につながってくると思います。その部活動でいじめがあったりするわけだから、簡単にはいかないとは思いますが。

【柴田委員】

中学校で何回か、要請があってお話ししたことがあるのですが、重視したのは、思春期の心理教育です。いじめの背景にあるピアプレッシャーの問題だったり、リスクシフト（危険な方向へ集団の意志決定が起こる）であるとか、背景を全部考えると、思春期の対人形成が背景にあるのではないかと考えています。先ほどいじめの件数の学年別の傾向をお尋ねしましたが、全国的に見て中1が一番多いんです。小学校が増えてきているのも確かですが、中1で多くなり、そのあと減っていくんですよ。そのタイミングで思春期教育をするのが大事ではないかと考えています。集団がどういう特徴を持つのか、あるいは、自分の体の変化等で悩む時期ですが、多くの子供は自分だけ悩んでいると思っている。話した後のアンケートを見ると、「自分だけが悩んでいるわけじゃないというのが分かって良かった」というのが結構あります。ですので、思春期教育を徹底することが、まずは出来ることかなと思っています。体の変化、それにとまなう集団への変化、そして対人関係がどう変わってくるのか、というところですね。

もう一つ問題だと思うのは、学校や学年が「いじめゼロ」を掲げてしまうことです。響きはいじめが問題あると思います。いじめがゼロになることは当然あり得ないことであるし、「いじめゼロ」を目標にしてしまった場合には、いじめを訴えられなくなる弱者が出てしまう可能性がある。なぜ「いじめゼロ」がいけないのか考えさせることによって、弱者の存在だったり、自分とは考えが違ふ人の存在を分かたり、ということにつながっていくのではないかと思います。

【高橋会長】

私は、「思いやりをもちなさい」とか「他人の気持ちを考えなさい」と言われる情操教育には限界があると考えています。そのようなことは小学校低学年の頃から何度も言われていて、生徒も辟易としているのではないのでしょうか。そう考えると、従来のおざなりの言葉で指導するのではなく、一步踏み込んだ教育を検討すべきと考えます。

弁護士の仕事から言えば、例えば交通事故を扱う事案の場合、ある事案では被害者側に立ち、ほかの事案では加害者側に立ちますので、事案ごとに立場を変えて対応します。そのような訓練

をいつもしていますので、我々弁護士は無意識に、相手の立場に自分を置き換えて考えることができるようになります。そして、それを依頼者にも理解してもらうことによって紛争が解決するのです。私としては、生徒の皆さんにも、立場を変えて考えることや角度を変えて物事を見るのが大事だということを理解してほしいと思います。それは「思いやり」という言葉に置き換えられなくもないのですが、アプローチとしては違うのではないかと思います。そのような立場の互換性というものを小中学校から理解していけば、紛争回避能力が次第に身に付き、大人になってからも紛争に巻き込まれにくくなるのではないかと思います。いじめに置き換えて考えると、従来の「思いやり教育」よりも、紛争回避という側面やより良いコミュニケーションの取り方というアプローチで教育することも大事ではないかと思うのです。憲法の話になりますが、個人の尊重であるとか人権の尊重を相手に要求する以上は、自分もそれを要求されるんだということを理解してほしいのです。

もう一点、弁護士が「いじめ授業」を行う際、いじめがなぜいけないかを理解してもらうのに、いじめは人の命を奪うからいけないという説明をします。命の大切さを教えるというのは、学校現場でも行っているとは思いますが、我々が行う場合、その題材として、いじめで亡くなった人の裁判記録を使用します。これはもう、正視に耐えないほどのリアルさがあります。そのような実例を紹介することによって、命の大切さをリアルに感じるができるのではないかと思います。そして、それは学校現場で行うことに限界があると思います。

もう一点ですが、先日、教育関係者を対象にお話しする機会がありました。その際、いじめの四層構造（いじめを取り巻く人物関係は、被害者、加害者、はやし立てる人、傍観者に分けられ、いじめ防止の観点からは、傍観者の立場にいる人の対応が重要であるという考え）を理解していない人が多かったことに衝撃を受けました。私としては、学校がそのような理解もなく、いじめ防止のために、一体どのような授業を行っているのか非常に不安です。

【高橋委員】

文学の世界では、小・中・高通して、死を扱ったり、死を考える、あるいは影の部分を考える、そこから光の部分を見ていこうという作品が多く、国語の授業では結構触れているのですが、肝心の教える側の認識がどうなのかと。

県内のあるNPO法人が募集した中・高生の小説大賞でも、作品の大半がいじめや死を主題にしたものでした。子供たちにとっていじめが、我々が考える以上に日常化していると感じました。そして、彼らなりにどうしたらいいか、真剣に考えています。

国のガイドラインはよく考えられているし、管理職を中心によく読まないといけないと思います。親の、「子供に何があったのかを知りたい」という切実な思いに答えていけないといけない。数年前の他県の事案でも、最初親は学校に反発していたが、日常生活等の記録を事細かに見せていったら、親が子供の新たな部分をたくさん発見し、親の恨みが晴れていった、ということがありました。

学校や教育委員会でも、自分たちに非があったら素直に公にする、不都合なことでも全て明らかにして対応を真摯に、反省していく、そういった姿勢が大事じゃないかと思います。

【柴田委員】

私は中学生に話をする際に、遺書を見せます。こういうことが起きるんだよ、という話をする

のではなく、この子は死んだ、この先の人生はない、けれどもクラスの子たちは生きていく、このクラスが何十年か後にクラス会を開けるとするか、を考えさせるのです。そうすることによって、当事者の感覚をいかにもたせるか、というところを意識しています。ただ同じような授業をうちの大学院生に作らせても、及び腰になってしまう。「友達は大事だよ」になっていってしまう。先生方がどこかで及び腰になるのも分かる気がするんですよね。でもそこを一步踏み越えてやっていく必要があるのかな、と思います。

【高橋会長】

私も授業では、いじめで人が亡くなるということは、亡くなった子の死だけでなく、いじめを行った人の死も意味するよね、と話します。これは、先ほどの柴田委員の何十年後かにクラス会を開けるのかという話に共通するのですが、自分が行ったいじめによってクラスメートが自殺したとなれば、いじめた人がこれから生きていく上でも常につきまといます。このような状態は、その人自身の死に他ならないのではないかと考えています。我々誰しも、クラスメートが自殺したという経験はなくとも、嫌な思いをさせたことや、逆に嫌な思いをしたことがあると思うんですよ。そういう思いを生徒にさせたくないという気持ちで、いじめ防止のための情操教育を行っていくことが必要だと思います。

みなさん、よろしいでしょうか。では、以上で協議を終わります。

【司会】

大変貴重な御提言をいただき、ありがとうございました。いただいた御提言は、児童生徒、保護者、現場の先生方にとって学校生活がより豊かなものになるよう、学校現場に還元してまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成29年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会いたします。ありがとうございました。